

4 高保体第 21 号
令和 4 年 4 月 5 日

各市町村（学校組合）教育委員会
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局
保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

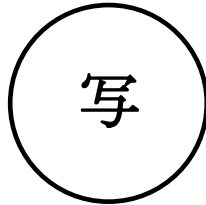
新学期における県立学校の学校教育活動の対応方針について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、うえのことについて、別添（写し）のとおり県立学校に依頼しましたのでお知らせします。

つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

【担当】高知県教育委員会事務局	
保健体育課 出席停止基準等について	廣田、北村、池本（TEL:088-821-4928）
運動部活動等について	山岡、田邊、池田（TEL:088-821-4900）
高等学校課	岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課	谷澤、平地（TEL:088-821-4741）



4 高保体第 21 号
令和 4 年 4 月 5 日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新学期における県立学校の学校教育活動の対応方針について（通知）

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、春休み前と比べて県内における新型コロナウイルスの新規感染者数は、減少傾向にあります。直近 1 週間における新規感染者数は依然 900 人台で推移しております。このため県の感染症対応の目安も引き続き「警戒（オレンジ）」であり、今後も徹底した感染症対策が求められます。

現在の感染状況を受け、新学期からの学校教育活動の対応方針については、下記のとおりといたしますので、教職員へ周知いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況によっては、別途、対応方針を通知いたします。

記

学校教育活動については、令和 3 年 12 月 17 日付け 3 高保体第 847 号通知「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安について」に基づき「警戒（オレンジ）」での対応をすること。なお、以下の内容について十分留意すること。

項目	活動方針
出席停止等の取扱いについて	・教職員や児童生徒に体調不良等の症状がある場合や、同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合には、出勤や登校を控えさせるなど、感染防止対策の徹底を講じること。
教科等	・教科等の実施に際しては、 <u>感染リスクの高い活動については慎重に検討すること。</u>
I C Tを活用した学習活動	・ <u>濃厚接触者となり登校できない生徒等について</u> 、I C T端末を活用して学習活動の継続ができる取り組みを推進すること。詳細については、別紙の令和 4 年 2 月 7 日付け 3 高保体第 969 号通知の「 <u>I C Tを活用した学習活動</u> 」を参照すること。
行事等	・学校行事、対外的行事の実施は差し支えないが、校長の判断のもと、各校の実情を踏まえた感染防止対策を徹底すること。
補習等	・教科等の対応に従い、十分な感染症対策を講じた上で実施すること。

部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外における公式戦、発表会等の参加は慎重に検討すること。なお、参加をする場合は、必要最小限の人数とし、大会の前後2週間の参加者の健康観察について徹底すること。 ・県内校との練習試合等については、校長の判断により認める。<u>ただし、実施に際しては、管理職が事前に連絡を取り合い、慎重に判断すること。</u> ・県外校との練習試合等については、4月16日(土)から日帰りでの活動を校長の判断により認める。<u>ただし、令和3年12月8日付け3高保体第810号通知の別紙1「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の対応について」に基づき実施すること。</u> ・通常の活動については、平日は2時間程度まで、週休日等は3時間程度までとする。なお、県内外における練習試合等についても、同様の活動時間とするが、移動時間については活動時間に含まないこととする。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を実施する場合は、生徒・保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。 ・<u>校内で感染拡大が見られる場合や体調不良者が多い部活動については、県内外の練習試合等は実施しない。</u> ・感染リスクが高い活動については、慎重に検討する。なお、感染リスクが高い活動を行う場合は、徹底した感染症対策を講じること。 ・部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食時は密にならないよう注意するとともに、黙食を徹底すること。なお、食事中に会話が必要となった場合は必ずマスクを着用した状態で会話をする。 ・手洗い、うがい、手指消毒、換気等、感染防止対策を十分に講じること。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、山岡 (TEL:088-821-4900)
 高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
 特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】